

第 69 類 陶 磁 製 品

注

- 1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。
 - (a) 第 69.04 項から第 69.14 項までには、第 69.01 項から第 69.03 項までに属するとみられる物品を含まない。
 - (b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800 度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとは見なされず、この類に属しない。
 - (c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフェームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合剤が使用される場合がある。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 28.44 項の物品
 - (b) 第 68.04 項の物品
 - (c) 第 71 類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
 - (d) 第 81.13 項のサーメット
 - (e) 第 82 類の物品
 - (f) がい子（第 85.46 項参照）及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
 - (g) 義歯（第 90.21 項参照）
 - (h) 第 91 類の物品（例えば、時計及び時計のケース）
 - (i) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
 - (k) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
 - (l) 第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）及び第 96.14 項の物品（例えば、喫煙用パイプ）
 - (m) 第 97 類の物品（例えば、美術品）

総 説

「陶磁製品」とは、次の方法により得られる物品をいう。

- (A) 無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成する方法。原料は粘土、けい酸質の材料（シリカフェームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）であるが、場合によっては耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される。
- (B) 岩石（例えば、ステアタイト）を成形した後に焼成する方法
上記（A）に述べた陶磁製品の製造方法は、主として次のような製造段階を経る。
 - (i) ペースト（ボデー）の調製

焼結アルミナ製品の製造のような場合には、その構成材料は、直接粉状で少量の潤滑剤を添加して使用されるが、多くの場合、まず、ペースト状に調製される。この場合には各構成

材料の秤量及び混合、必要な場合には、粉碎、ふるい分け、加圧ろ過、混練り、熟成及び脱気の工程が含まれる。ある種の耐火物はまた選別された細粒土壌 (aggregate) と粉鉱 (fines) とをブレンドしたものを少量の液状の結合剤 (例えば、タール樹脂材料、りん酸、リグニンリカー) で練ったものから製造される。

(ii) 成形 (shaping)

調製された粉又はペーストは、できるだけ希望する形に成形される。成形は、押出し (押出しダイスによる。)、プレス、鑄込み、手による成形等で行われる。場合によっては、その後、若干の機械処理が施される。

(iii) 乾燥

成形した物品を乾燥する。

(iv) 焼成

生素地 (green ware) は、製品の性質に従い温度 800° C 又はそれ以上の温度で焼成される。焼成後は、これらの物質の粒子は、拡散、化学変化又は一部熔融の結果互いに密に結合する。

樹脂の硬化、水和化の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800° C 未満の温度で加熱された製品は、類注 1 でいう焼成されたものとは見なされない。当該製品は 69 類から除外される。

(v) 仕上げ

仕上げ方法は陶磁製品の用途により異なる。時には機械加工により精密仕上げを要するものもある。仕上げには、また、マーキング、金属付着又は浸透を含む。

陶磁製品は、また多くの場合、特別に調製した絵の具又は乳白剤、ほうろう、うわぐすり、スリップ、ラスター等を使用し、着色 (素地又は表面)、装飾あるいはうわぐすりがけが施される。この類の物品は成形した後に焼成した物品であるという点において、通常焼成しない 68 類の石又は鉱物性材料の物品と異なり、またガラス化する成分が完全に熔融されたものである 70 類のガラスとも異なる。

組成及び焼成方法により次の製品が得られる。

- I 第 1 節に掲げるもの (69.01 項から 69.03 項まで) : けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造した製品及び耐火製品
- II 第 2 節に掲げるその他の陶磁製品 (69.04 項から 69.07 項まで及び 69.09 項から 69.14 項まで) : 通常の土器、せつ器、陶器及び磁器等

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 陶磁製品及びれんがの破片 (25.30)
- (b) 28.44 項の物品
- (c) 黒鉛その他の炭素又は金属組織学におけるその他の種類の黒鉛で作ったブロック、プレート、棒その他これらに類する一次製品で、電気用ブラシ等に切断して使用されるもの (38.01) (関連する解説参照)
- (d) チタン酸バリウム、ジルコン酸チタン酸鉛等のセラミック材料で圧電気素子に切断したもので取り付けてないもの (38.24)

- (e) 68.04 項の物品
- (f) ガラスセラミックス (70 類)
- (g) 卑金属粉の混合物を焼結したもの及び溶接により製造した卑金属の不均質な混合物 (15 部)
- (h) 81.13 項のサーメット
- (ij) 工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品で支持物に取り付けてないもの (サーメット製のもの (82.09) に限る。) 及びその他の 82 類に掲げる物品

第 1 節

けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した
製品及び耐火製品

総 説

この節には次のもの (粘土を含有するか含有しないかを問わない。) を含む。

- (A) 69.01 項に掲げる陶磁製品：これらの物品は、けいそう土その他これらに類するけい酸質の土 (通常 25.12 項に該当する。) 又はある種の植物性生産品 (例えば、もみ殻灰) を焼いて得られるシリカを成形した後焼成して得られる。これらの材料は通常粘土又はマグネシア等の結合材及び場合によってはその他の物質 (例えば、石綿、人髪、のこくず、石炭くず) と混合される。

これらの物品は通常、軽く、また、多孔質の構造を有しているので、建築物の断熱材として、またガス及び蒸気利用パイプの外被として使用される。ある種のもの、炉、工業用の炉、蒸気発生用ボイラーその他の工業用プラントの建設の際に耐火製品として及び耐熱性と共に軽量性、低熱伝導性が要求されるその他の用途に使用される。また、温度 1,000 度未満において断熱材として使用される。

- (B) 69.02 項及び 69.03 項に掲げる耐火製品：これらは冶金工業、ガラス工業等の高温作業 (通常、温度 1,500 度以上) に使用される焼成品である。目的とする用途により、耐火製品は、温度の急速な変化に耐えること、断熱性又は熱伝導度が良いこと、熱膨脹係数が小さいこと、多孔質又は密なものであること、それらの製品が接触している物品に対して耐食性があること、機械的強度や耐摩耗性等が良いことが必要である。

しかしながら、耐火製品として 69.02 項及び 69.03 項に属する物品は、高温に耐えられるだけでなく、高温作業用に設計されたものでなければならない。従って、焼結アルミナで製造したるつぼは、69.03 項に含まれるが、同原料で製造された繊維機械用の糸道 (thread guides) は明らかに非耐火用品として作られているので 69.09 項に属する。

耐火製品には、次のようなものがある。

- (1) ボーキサイト、ムライト若しくはコランダム (時には、粘土と混合される場合もある。) 又はカイアナイト、シリマナイト若しくは粘土と混合されたアンダルーサイト (けい酸アルミニウム) 又は焼結アルミナをもととして製造した高アルミナ性耐火製品
- (2) アルミノけい酸塩耐火製品 (例えば、耐火粘土とシャモット又はグロググとの混合物をもととしたもの)

- (3) シリカ及びセミシリカ耐火製品（砂、粉碎した石英、フリント等をもととし粘土又は石灰で結合したもの）
- (4) マグネサイト（ギオベルタイト）、海水マグネシア又はドロマイトをもととしたマグネサイト耐火製品、クロマイト又は酸化クロムをもととした耐火製品及びクロムマグネサイト耐火製品
- (5) 炭化けい素をもととした耐火製品
- (6) 酸化ジルコニウム又はけい酸ジルコニウムの耐火製品（通常、粘土で凝結させる。）及び酸化ベリリウム、酸化トリウム、酸化セリウム等をもととした耐火製品
- (7) 黒鉛その他の炭素をもととした耐火製品（通常、ピッチ、タール又は粘土で凝結させる。ただし、電気用の黒鉛炭素製品は 85.45 項に属する。）
- (8) その他の材料（例えば、窒化けい素、窒化ほう素、チタン酸アルミニウム及び関連化合物）をもととした耐火製品

耐火製品は、主として溶鉱炉、コークス炉、石油のクラッキング装置又はガラス工業、窯業その他の工業用の炉の内張りに、また、化学工業、ガラス工業、セメント工業、アルミニウム工業その他の冶金工業に使用されるポット、るつぼその他の装置の製造に使用される。

ただし、69.02 項及び 69.03 項には、当該物品が耐火製品又は半耐火製品と呼ばれるものであっても、上記の工業で必要な温度に耐えられないものは含まれない。これらの物品は第 2 節のそれぞれの項に属する。

69.01 れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）

この項には、項に掲げる材料から製造されるすべての製品を含むものとし、その形状（例えば、れんが、ブロック、スラブ、パネル、タイル、中空れんが、シリンダーシェル、管）及び耐火製品であるかないかを問わない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) けいそう土その他これに類するけい酸質の土を含まない軽量非耐火性れんが（例えば、切ったわら、のこくず、泥炭繊維等を含有する素地から作られたもので、焼成の段階で有機物が燃焼して多孔質となっているもの）（69.04）
- (b) けいそう土と石英を含む素地から作ったろ過用プレート（69.09）

69.02 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）

6902.10—マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の 50%を超えるもの

6902. 20—アルミナ (Al_2O_3) 若しくはシリカ (SiO_2) 又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の 50%を超えるもの

6902. 90—その他のもの

この項には、69. 01 項に掲げるものを除き、通常、冶（や）金工業、化学工業、窯業、ガラス工業その他の工業用の炉その他の装置の建設に使用される耐火製品を含む。

この項には、次の製品を含む。

(1) 全ての形状のれんが（平行六面体、くさび形、円筒形、半円筒形等）。なお、明らかに 16 部の機械又は装置の建設用に特に設計されたものと認められるかなめ石 (keystones) 及び異形れんがも含まれる。

(2) 床、壁、炉等に使用する耐火ブロック及び耐火タイル

この項には、管（半円筒形のものを含む。）及びアングル、ベンドその他の管用継手を含まない (69. 03)。

*

* *

号の解説

6902. 10

この号の適用にあたって決定すべきことは、酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化ニクロムの含有量である。通常これらは、存在する元素（すなわち、マグネシウム、カルシウム又はクロム）の量を定量し、この量から対応する酸化物の量を計算することにより求められる。例えば、40%のカルシウムは 56%の酸化カルシウムに相当し、24%のマグネシウムは 40%の酸化マグネシウムに相当する。このようにして、けい酸カルシウムをもととした製品で 40%のカルシウム（56%の酸化カルシウムに相当）を含むものはこの号に分類されることになる。

69. 03 その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）

6903. 10—遊離炭素の含有量が全重量の 50%を超えるもの

6903. 20—アルミナ (Al_2O_3) 又はアルミナとシリカ (SiO_2) との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の 50%を超えるもの

6903. 90—その他のもの

この項には、前項までに分類されない全ての耐火物を含む。

これらの物品には、次のものがある。

(1) 69. 02 項の耐火製品とは異なり、多くの場合において永久的には取り付けられないような物品。例えば、レトルト、反応器、るつぼ、キューペルその他これらに類する工業用又は理化学用の製品、マッフル、ノズル、プラグ、バーナー噴射管その他類似の炉の部分品、陶磁

器焼成の際に炉内において陶磁器の支持物又は隔離材として使用されるさや、スタンドその他の炉の附属品、シース及び棒、るつぼ用スタンド、インゴット用型、スライドゲート、ローラー、ブランク、成形工具、ポット等。

(2) 管（半円筒形のものを含む。）及びアングル、ベンドその他これらに類する管用継手（構造物に永久に取り付けられるものを含む。）

ただし、この項にはゼーゲルコーン（窯業炉用テスター）を含まない（38.24 項の解説参照）。これは成形後に焼成したものではない。

*

* *

号の解説

6903.10

この号において、「遊離炭素」とは、黒鉛、非晶質炭素（カーボンブラック）及び有機炭素（ピッチ、タール又は樹脂）のような炭素種をいう。

第 2 節

その他の陶磁製品

総 説

この節は、第 1 節に該当するけいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した陶磁製品及び耐火製品以外の陶磁製品を分類する。

この表において、これらの製品は種類（れんが、タイル、衛生用品等）に従って分類され、当該分類は、食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、化粧用品及び衛生用品を除き、製造に使用された陶磁器の性質に影響されない。

食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、化粧用品及び衛生用品については、磁器製のもの 69.11 項に、その他のものは 69.12 項に属する。

(I) 磁器 (porcelain or china)

磁器とは、硬質磁器 (hard porcelain)、軟質磁器 (soft porcelain)、無釉 (ゆう) 磁器 (biscuit porcelain、パリアン磁器 (parian) を含む。) 及び骨灰磁器 (bone china) をいう。これらの磁器は殆んど完全にガラス化しており、硬く、本質的に不浸透性（うわぐすりを施してなくともこの性質を有する。）である。白色又は人工的に着色されており、半透明（相当に厚い場合を除く。）で、反響性がある。

硬質磁器は、カオリン（又はカオリン系の土）、石英、長石（又は准長石）よりなる素地（時には炭酸カルシウムを加えることがある。）から製造され、素地と同時に焼成され熔融する無色透明のうわぐすりによって被覆されている。

軟質磁器は、アルミナ分が少なく、シリカ分及び融剤分（例えば、長石）が多い。骨灰磁器は、

アルミナ分が少なく、りん酸カルシウム（例えば、骨灰の形で）を含有しているため、硬質磁器よりも低い構成温度で透明な素地が得られる。うわぐすりはより低い温度でさらに焼成することにより通常、得られるので、より広範囲の下絵付け装飾が可能である。

無釉磁器は、無釉の磁器で、そのうちパリアン磁器（一名 Carrara 磁器）は、長石分の多い組織の細かい帯黄色の特殊な種類のもので、外観がしばしば大理石（Paros marble）に似ているのでこの名称が与えられている。

（Ⅱ）その他の陶磁製品

磁器以外のその他の陶磁製品には、次のものを含む。

- (A) 多孔質の陶磁器：本品は、多孔質の素地を有し、磁器と異なり、不透明で、透水性があり、鉄で容易に傷つき、破砕面は舌に吸着する。これらの陶磁器には、次のものが含まれる。
- (1) 土器 (pottery)：本品は、通常含鉄質又は石灰質の粘土 (brick earth) から作られたもので鈍い土質の肌合いを有し、通常褐色、赤色又は黄色である。
 - (2) 陶器 (earthenware, majolica, delftware 等)：本品は、白色又は有色である。素地は多孔質であり不浸透性とするために白色又は有色の金属酸化物のような透明又は不透明のうわぐすりを施している。陶器 (earthenware 等) は非常に細かくふるい分けられた粘土を水と混合したものから作られる。本品は上記の通常の粘土から作られる土器よりも高温で焼成することによって得られる微粒の素地を有しているが、磁器と異なり完全にガラス化されていない。
- (B) 石器 (stoneware)：本品は鋼先でかいても傷がつかないくらい十分に密で硬いが、磁器と異なり、不透明であり、通常部分的にしかガラス化していない。せつ器は、ガラス質（不浸透性）又は半ガラス質である場合もある。通常製造の際に使用した粘土に含まれる不純物のため灰色又は褐色がかっており、通常、うわぐすりを施している。
- (C) 半磁器 (semi-porcelain 又は imitation porcelain)：本品は、いわゆる半磁器又は模造磁器と呼ばれているもので、しばしば、外観を磁器に類似させるため調製、装飾又はうわぐすりが施される。陶器のように完全に不透明でなく、磁器のように半透明ではないが、カップの底等の薄い部分では僅かに半透明である。これらの材料は、破砕面が粗粒状であり、鈍く、かつ、ガラス化していないので、本物の磁器と区別できる。従って、これらのうわぐすりの下は多孔質であり、破砕面は舌に吸着する。さらにこれらは容易に鉄鋼製のナイフで傷つく。ただし、ある種の軟質磁器にも鉄鋼で傷つくものがあるから注意すべきである。これらの模造磁器の製品は磁器とは見なされない。

なお、この節は粉状のステアタイト等で粘土（例えば、カオリン）、長石等と混合したものを成形した後に焼成したものも含む。しかしながら、これらの材料から製造した物品の多くは電気用に作られているので 85 類に分類されることに注意すべきである。この節にはのこびきによって成形したステアタイトを焼成して作った製品も含む。

また、耐火製材料（例えば、焼結アルミナ）から作ったある種の陶磁製品も、耐火製品として使用するようになされたものでない場合には、この節に属する（69.09 項解説参照）。

69.04 陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品

6904.10－建設用れんが

6904.90－その他のもの

この項には、通常、壁、家屋、工業用煙突等の建設に使用される非耐火陶磁製れんが（1,500度以上の温度に耐えられないもの）を含む。このれんがは他の用途にも使用できるもの（例えば、建築用のほか舗装用又は橋ぐい用にも使用できるガラス化したれんが）であってもさしつかえない。

れんがは、通常、比較的多孔質であるが（普通の土器）、多少ガラス化したものもあり（せつ器又は工業用れんが）、機械的強度又は耐酸性（例えば、化学プラント）を必要とする建設用に使用される。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 通常の長方形れんが（表面に凹みのあるものを含む。）
- (2) 工業用煙突用の曲面れんが（穴あきのものを含む。）
- (3) 中空れんが、穴あきれんが、特に床、天井等で建設用の鋼製品と組み合わせて使用される長い中空の床用ブロック及び建設用スラブ並びにサポートタイル及びフィラータイル（けたを包んで当該ブロックを支持するように設計された陶磁製の取付具）
- (4) 上張り用のれんが（例えば、家屋、壁、ドア又は窓の周囲の上張り用のもの（柱頭、縁、フリーズその他の建築用の装飾用れんがを含む。））

いわゆるダブルブリック（長さの方向に特殊の穴をあけたもので、使用の際に割るようになっているもの）で、分割後建設用れんがの性格を保持しているものは、この項に属する。

これら全てのれんが、特に上張り用のものには、研磨したもの、表面に砂をまぶしたもの（焼成の際に表面に砂を熔融することにより付着させる。）、素地の色をかくすために白色又は有色の薄い層で被覆したもの、焦がしたもの又はいぶしたもの、素地又は表面を着色したもの（金属酸化物の添加、含鉄質の粘土の使用又は炭化水素若しくは炭素とともに減圧下で加熱する方法で行われる。）、タールを染み込ませたもの、うわぐすりを施したもの等がある。また、浮出し模様、刻み目模様等を片面又は両面に施したものもある。

この項には、のこくず、泥炭繊維、刻んだわら等を混合して製造した軽量れんが（これらの混合物は、焼成の際に焼失し、非常に多孔質の構造のれんがとなる。）を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) けいそう土等で作ったれんが（69.01）及び耐火れんが（69.02）
- (b) 舗装用品及び炉用又は壁用タイル（69.07 項の解説参照）

69.05 かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品

6905.10-かわら

6905.90-その他のもの

この項には、れんがの場合と同様、建設に使用される一連の非耐火製品が含まれる。通常は土器製のものが多いが、時には多少ガラス化したものもある。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 屋根用かわら（屋根用、壁の頂部の被覆用等）：これらは、通常突起がついていてくぎあながつけてあるか又は連結できるように成形されており、この点で 69.07 項のタイルとは異なっている。これらには、平らなもの、半円筒形のもの及びひさし、棟、隅棟又は屋根の谷等に使用される特殊の形状のものがある。
- (2) 煙突用頂管、煙突帽、煙突用内張、煙道ブロック等
- (3) 建築物、壁、門等の建築用装飾品（例えば、軒蛇腹及びフリーズ）、屋根の水の落し口、切妻、ばら形装飾、手すり、肱木、柱頭、切妻壁、ひさし、屋根用又は棟用の装飾等
- (4) その他の建設用陶磁製品：例えば、ベンチレーターグリル、粘土製木ずり（claylath）（左官工事用の支持物として使用するもので、金属の網目の交点に焼成粘土製の十字形のもの又は板がついてあり、焼成粘土が主要構成成分であるもの）

これらの物品は、平面のもの、砂をまぶしたもの、スリップで被覆したもの、素地に着色したもの、他の材料を染み込ませたもの、うわぐすりを施したもの、リブ付きのもの、みぞ形のもの又はその他の装飾をしたものであるかないかを問わず、この項に含まれる。

この項には、管、とい及びこれらに類するもの（例えば、雨水排水管）は、建設用に使用されるものであっても含まれない（69.06）。

69.06 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手

この項には、非耐火性の管等で、一般にこれらを連結して液体の排水又は分配用に使用するよう設計されているものを分類する。これらは、形状又は断面（直管、曲管、多枝管又は径が一定のもの若しくは変化のあるもの等）を問わず、またうわぐすりを施したものであってもこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 農業用又は園芸用の排水管（低温のみで焼成を行った粗仕上げの多孔質の普通の土器製のもの）
 - (2) 管、導管及びとい（例えば、雨水排水管、下水道管、電線保護管（絶縁用として設計されたものを除く。）、といの形状を有する半形管、壁用排水管）
- これらの物品は、うわぐすりを施してない普通の土器製のものであるが、うわぐすりを施すこと又はガラス化により不浸透性とした化学用の管のようなものもある。
- (3) 連結用又は分岐用の管用継手（カラー、フランジ、エルボー、T 字形、凝気弁（clean out trap）等）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 管状の煙突部品（例えば、煙突用頂管、煙突帽、煙突用内張、煙道用ブロック）(69.05)
- (b) 理化学用の小管類（通常、磁器のもの、例えば、燃焼管）(69.09)
- (c) 電気絶縁用の導管、ジョイント及び電気用の管状取付具（特に、85.46 及び 85.47）

69.07 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品

—舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第 6907.30 号又は第 6907.40 号のものを除く。）

6907.21—吸水率が全重量の 0.5%以下のもの

6907.22—吸水率が全重量の 0.5%を超え 10%以下のもの

6907.23—吸水率が全重量の 10%を超えるもの

6907.30—モザイクキューブその他これに類する物品（第 6907.40 号のものを除く。）

6907.40—仕上げ用の陶磁製品

この項には、通常、舗装用品、壁用又は炉用に供される陶磁製の敷石及びタイル（角形タイルを含む。）を含む。

敷石及び舗装用、炉用又は壁用のタイルは、表面の寸法に比べ厚さが建築用れんがにおけるよりも薄く、れんがが建築物の重要な骨組を形成し、建設工事上主要な役割を果たすのに対し、敷石及びタイルは既存の壁等の表面にセメント、接着剤その他の方法で固定することを目的としたものである。また、屋根用のかわらと異なり、通常平らなものであり、穴あけ、連結するための突起その他の特殊な形状を必要とせず、重ね合わせることなく平行に並べて設置するように作られている。敷石はタイルよりも大きく、通常長方形である。タイルは他の幾何学的形状（六角形、八角形等）を有するものもあり、壁、マントルピース、炉、床又は歩道の上張りに使用される。敷石は、特に舗装用若しくは床用又は炉用スラブとして多く使用される。両者とも粘土又はその他の無機の原材料から製造され、通常、室温で押し出し又はプレスにより成形されるが、その他の方法によって成形されるものもあり、乾燥された後、必要とされる性質を得るために十分な温度で焼成される。しかしながら、激しい摩耗に耐える性質を有するものには、しばしばガラス化しているものがある（例えば、せっ器製、磁器製又は焼成ステアタイト製のタイル（グラインディングミルのライニング用のタイル等））。

耐摩耗性及びガラス化率は、タイルの構造によって異なる。これらの構造的特徴は、吸水能力により与えられる。吸水率が高いものは多孔質の構造であり、吸水率が低いものは密な（ガラス化された）構造である。

気孔率又は吸水率は、乾燥したサンプル（タイル）を水で飽和した後の水分率により定義される。

吸水率の測定は、ISO 規格 10545-3 に定める真空法に基づく。

吸水率の計算は次の式による。

$$E = \{(M_f - M_i) / M_i\} \times 100$$

E : 吸水率

M_i : 乾燥した試料の質量

M_f : 水で飽和した試料の質量

ある種の陶磁製タイルは、専ら道路舗装用に使用される。この種のタイルは、れんがと異なり、通常立方体又は截頭ピラミッド形であり、せつ器製のものが通常であるが、例外的に陶磁製のもの（例えば、横断歩道用の敷石）もある。

この項の物品の分類は、その構成材料によるよりも、むしろ、当該物品の形状及び大きさによる。したがって、建設用及び舗装用の両方に使用するのに適するれんが（例えば、ガラス化したれんが）は除外され、69.04 項に属する。

また、素地に着色したもの、大理石模様を有するもの、リブ付きのもの、みぞ付きのもの、うわぐすりを施したものも含む。

この項は、上記のほか次の物品を含む。

- (1) 仕上げ用の陶磁製品：上張り用、舗装用等の仕上げに補完的要素として使用される縁取り、上辺装飾、裾装飾、フリーズ、角、隅等のタイルで、縁を丸くしてあるかないかを問わず、平らでなく又は三次元的であり、仕上げ用の製品としての特性を有するもの。特に、縁取り、裾装飾、フリーズ、隅に用いる要素、装飾性を有する挿入物 (decorative inserts) その他の陶磁製の装飾品がこれに該当する。これらの場合、当該製品は、その他の装飾性のないタイル (basic tiles) と調和する必要があるが、当該製品の表面は、基本的に、それらのタイルと同様の色調又は仕上げがなされている。これらは一般に、製品単位又はメートル単位で販売される。
- (2) 使用前に割って使うようになっているダブルタイル
- (3) テラコッタ製のクラディング部材：建築業において屋外又は屋内のクラディングに使用されるものであり、様々な寸法のものがあり、それらの構造は規格化されていて、それらは、例えば金具により、主要構造物の壁に固定された垂直又は水平の金属形材に取り付けられる。
- (4) モザイクキューブ（紙その他のもので裏張りしてあるかないかを問わない。）

一方、この項には、次の物品を含まない。

- (a) テーブルマット等に適合するように特に製造されたタイル (69.11 又は 69.12)
- (b) 69.13 項の装飾品及びこれに類する物品
- (c) ストープに適合するように特に製造されたタイル (69.14)

*

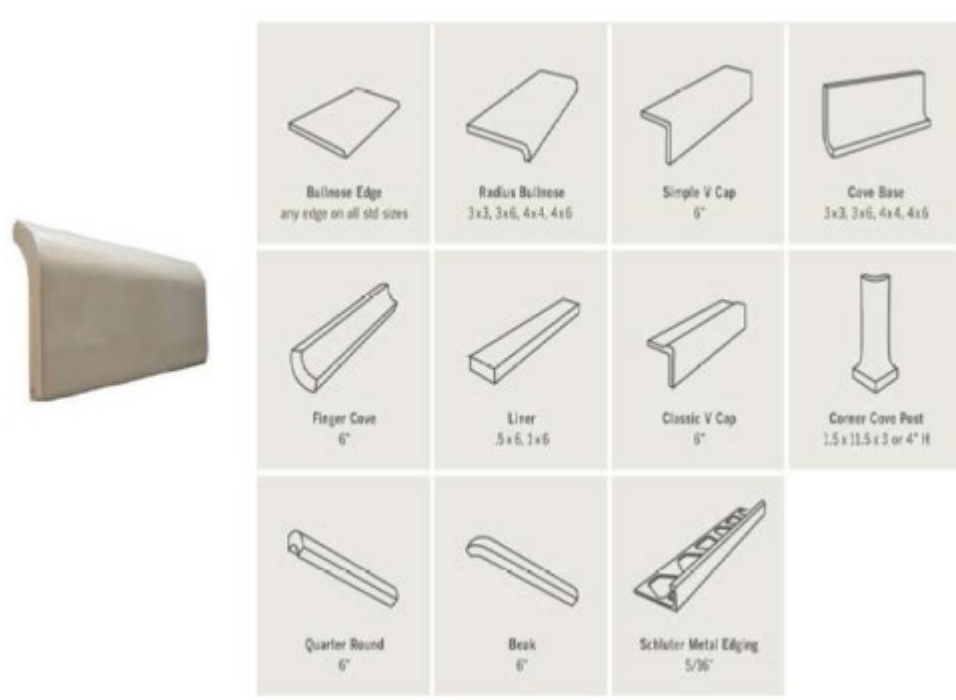
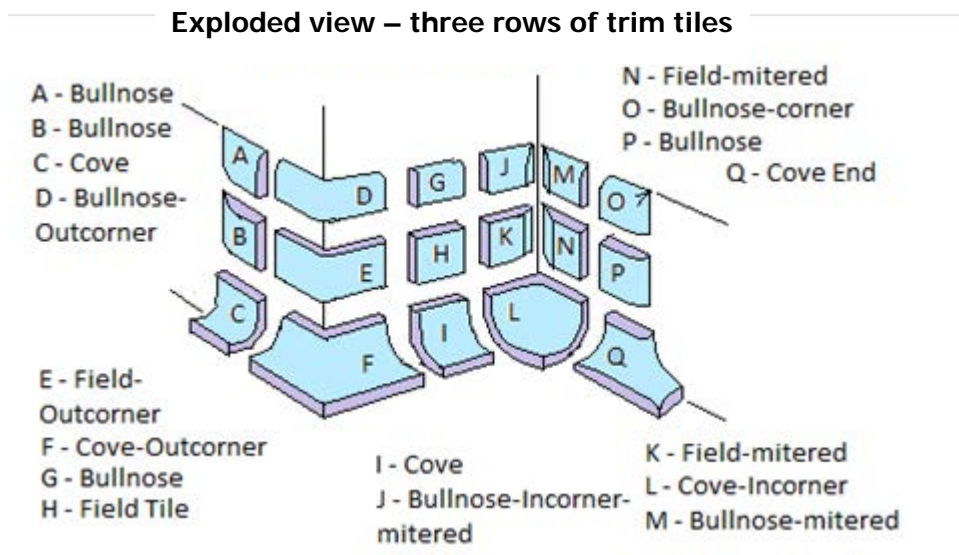
* *

号の解説

6907.40

この号に含まれる各種タイプの仕上げ用の陶磁製品の図を以下に示す。

仕上げ用の陶磁製品



69.09 陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品

—陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品

6909.11—磁器製のもの

6909.12—モース硬さが9以上の物品

6909.19—その他のもの

6909.90—その他のもの

この項には、通常、ガラス化された陶磁器（せつ器、磁器、ステアタイトセラミックス等）から作られた各種の製品（うわぐすりを施してあるかないかを問わない。）を含む。ただし、第1節総説に記載した高温に耐えるように作られた耐火製品は含まれない。しかし耐火材料で製造されていても高温作業用に設計されていない物品（例えば、焼結アルミナ製の糸道、研磨装置等）はこの項に含まれる。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 理化学用品（例えば、研究用又は工業用に使用するもの）：るつぼ及びそのふた、蒸発皿、燃焼用ポット、キューペル、乳鉢及び乳棒、酸用のスプーン及びへら、ろ過用又は触媒用の支持物、ろ過用のプレート、管、キャンドル、コーン、漏斗等、ウォーターバス、ビーカー、目盛り容器（台所用のものを除く。）、実験室用の皿、水銀槽、小管類（例えば、燃焼管（炭素、硫黄等の測定用の分析管を含む。））
- (2) その他の技術的用途に供する陶磁製品：ポンプ、弁、レトルト、バット、化学浴及び1個又は2個の壁を有する電気めっき用、酸貯蔵用等に使用される容器、酸用の詮、コイル、分留又は蒸留用のコイル及び塔、石油分留装置用のラシッヒリング、研磨装置及び研磨ミル用のボール等、繊維機械用の糸道、人造繊維紡糸用ダイス、工具用のもので、板、棒、チップその他これらに類するもの
- (3) 輸送用又は包装用に供する容器：酸その他の化学品の運搬に使用される大型の容器及び瓶等、食料品（ジャム、調味料、肉のペースト、酒類等）、医薬品又は化粧品（ポマード、軟膏、クリーム等）、インキ等に使用される瓶、つぼ等（flagons, jars, pots）
- (4) 農業用のおけ、かめその他これらに類する容器

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 68.04 項の物品
- (b) レトルト、るつぼ、マッフル、キューペルその他これらに類する物品で耐火性材料製のもの (69.03)
- (c) 台所用又は家庭用の容器（例えば、ティーキャディー、パン入れ、ビスケット入れ）(69.11 又は 69.12)
- (d) 実験室で使用するはん用の瓶その他の容器及び医薬品、菓子等の展示用の瓶 (69.14)
- (e) サーメットの物品 (81.13)
- (f) 85.33 項から 85.38 項までの電気機器（スイッチ、接続箱、ヒューズ等）及び 85.46 項又は 85.47 項のがい子その他の電気絶縁用物品等

*

* *

号の解説

6909.12

この号には、高機能セラミック製品を含む。これらの製品は結晶セラミックマトリクス（例えば、アルミナ、炭化けい素、ジルコニア若しくはけい素、ほう素及びアルミニウムの窒化物又はこれらの結合物）で作られている。

複合セラミック製品を作るために、強化材（例えば、金属又は黒鉛）のひげ結晶や繊維をそのマトリクス中に分散させることがある。

これらの製品はマトリクスが非常に低い気孔率を有すること及びマトリクス中の結晶粒が非常に小さいこと並びに磨耗、腐食、疲労及び熱衝撃に対する高い耐性、高温における耐熱性及び鋼と同等以上の重量強度比を有する特徴がある。

これらは厳しい寸法許容誤差が求められる機械装置（例えば、エンジンのターボチャージャー用ローター、ころがり接触軸受及び工作機械）の鉄鋼製その他の金属製の部分品の代わりにしばしば使用される。

この号におけるモース硬さはその硬さの下の物質の表面を傷つけることができる性質によって物質に等級をつけたものである。物質は1（滑石）から10（ダイヤモンド）まで等級づけられる。高機能セラミック製品のほとんどは、硬度の最高値に近いところに位置づけされる。

炭化けい素と酸化アルミニウムは、両方とも高機能セラミック製品に使われており、モース硬さの9以上に値する。より硬い物質のなかで区別をつけるために、モース硬さは時おり滑石を1、ダイヤモンドを15として拡大される。拡大モース硬さにおいては溶融アルミナは硬さ12、シリコン窒化物は硬さ13に相当する。

69.10 陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品

6910.10—磁器製のもの

6910.90—その他のもの

この項には、家屋等で、通常、水道又は下水の設備と連結させて、永久的に固定されるように設計された備付品を分類する。これらの物品は、うわぐすりを施したり又は長時間焼成することにより水に対して不浸透性にしたもの（例えば、せつ器製、陶器製、耐火粘土製、半磁器製）である。この項には、更に便所用の水槽等の物品を含む。

陶磁製の水洗用水槽は、機構を有するか有しないかを問わず、この項に属する。

この項には、浴室用又は衛生用の小さな附属品（せっけん皿、スポンジ入れ、歯ブラシ立て、タオル掛け、トイレトーパーホルダー等）で壁に固定して使用するようにならされているもの及び可搬式の衛生用品（ベッド用便器、しびん、室内用便器等）を含まない（これらの物品は、69.11項又は69.12項に属する。）。)

69.11 磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品

6911.10－食卓用品及び台所用品

6911.90－その他のもの

69.12 項の解説参照

69.12 陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品については、磁器のものは 69.11 項に、せつ器、陶器、半磁器等その他のものは 69.12 項に属する（第 2 節の総説参照）。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 食卓用品：茶用具、コーヒー用具、プレート、スープ入れ、サラダボウル、各種の皿及び盆、コーヒーポット、ティーポット、砂糖入れ、ビール杯、カップ、ソース入れ、果物鉢、薬味瓶、食塩入れ、マスタード入れ、卵用カップ、ティーポット用台、テーブルマット、ナイフ置き、スプーン、ナプキンリング等
- (B) 台所用品：シチュー鍋、キャセロール（形状及び寸法を問わない。）、ベーキング用又はロースト用の皿、水鉢、ペーストリー又はゼリー用の型、台所用瓶、貯蔵用瓶、貯蔵箱（ティーキャディー、パン入れ等）、漏斗、ひしゃく、目盛り付台所用測定具、めん棒
- (C) その他の家庭用品：灰皿、湯入れ瓶、マッチ箱用ホルダー等
- (D) 化粧用品（家庭用であるかないかを問わない。）：化粧セット（水差し、ボウル等）、衛生用おけ、ベッド用便器、しびん、寝室用便器、たんつぼ、注水器、洗眼器、せっけん皿、タオル掛け用のレール、歯ブラシ立て、トイレトペーパーホルダー、タオル掛けその他これらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品（壁等に取り付け又ははめこんで使用するよう設計されてあるかないかを問わない。）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 輸送用又は包装用に供する瓶、ジャー、ボトル、つぼその他これらに類する容器（69.09）
- (b) 浴槽、ビデ、台所用流しその他これらに類する衛生用備付品（69.10）
- (c) 69.13 項の小像その他の装飾品
- (d) 貴金属又はこれを張った金属を使用した陶磁製品（ただし、これらをさ細なトリミングとして使用したものを除く。）（71 類）
- (e) 陶磁製の容器及び金属製の作用する部分を備えたコーヒーミル及び香辛料用ミル（82.10）
- (f) 85.16 項の調理用、加熱用等の電熱装置（加熱調理板、電熱用抵抗体等の電熱要素を含む。）
- (g) 91 類の物品（時計用ケースを含む。）
- (h) 96.13 項のライター及び香水用噴霧器等（96.16）

69.13 陶磁製の小像その他の装飾品

6913.10—磁器製のもの

6913.90—その他のもの

この項には、主として家庭、事務室、集会所、教会等の内部装飾用及び庭園装飾用等の戸外装飾品用に設計された種々の陶磁製品を含む。

この項には、当該物品がその性質及び仕上げによって装飾用に適するものであっても、この表においてより特殊な限定をして記載している項に該当するものは含まれない。このような物品には、例えば、次のようなものがある。

- (a) 軒蛇腹、フリーズその他これらに類する建築用装飾品 (69.05)
- (b) 貴金属又はこれを張った金属を単なるさ細な取付具よりも多く使用した物品 (71 類)
- (c) 身辺用模造細貨類 (71.17)
- (d) 90 類の気圧計、温度計その他の機器
- (e) 時計及びそのケース (ケースにあつては、時計用のケースとして使用するよう明らかに設計された小像その他の装飾物を含む。)
- (f) 94.05 項の照明器具及びこれらの部分品
- (g) がん具、遊戯用具及び運動用具 (95 類)
- (h) ボタン、喫煙用パイプ、卓上用ライター、香水用噴霧器その他の 96 類の物品
- (ij) 書画 (肉筆のものに限る。)、彫刻、収集品及び製作後 100 年を超えたこつとう (97 類)

この項には、次の物品を含む。

- (A) 実用的価値がなく、完全に装飾用のもの及びその唯一の効用が他の装飾品を保持し若しくは納め又は装飾的効果を高めることにあるもの
 - (1) 像、小像、胸像、高浮彫り、薄浮彫りその他の装飾用の像、マントルピース、棚等の装飾品 (時計セットの部分品を構成するものを含む。動物、象徴的又は寓話上の像等)、スポーツ又は芸術に対して授与されるトロフィー、壁用装飾品 (壁掛け用の附属具の付いたもの、額皿類)、メダリオン (medallion)、ファイヤスクリーン、人造の花、果実、葉等、花輪その他これに類する墓場用の装飾品、棚又は家庭用陳列キャビネット等の装飾用小間物類
 - (2) キリスト像その他教会用又は宗教用の装飾品
 - (3) 装飾のみを目的とした食卓用ボウル、花びん、ポット及び装飾用植木鉢 (jardinières)
- (B) 食卓用品その他の家庭用品であつて、その実用性がその物品の装飾的性格に対して明らかに従属的であるもの、例えば、浮彫りに成型した皿で、その実用性が事実上なくなったもの、全く附属的な盆又は容器 (当該盆及び容器は小さい飾り物用の皿又は灰皿として使用できる。) と組み合わされた装飾品、本来の実用価値のない縮小品等。しかしながら、一般に食卓用品その他の家庭用品は主として実用性を目的として作られており、いかなる装飾も通常は二次的なものでありその実用性をそこなわないように付けられている。従つて、このような物品は、その実用性が装飾のない同種のものに比べ小さくないものであれば、この項よりは

むしろ 69.11 項又は 69.12 項に属する。

- (C) 家庭用、事務室用等の装飾用品（食卓用品及び家庭用品を除く。）、例えば、喫煙用セット、宝石箱、口中剤入れ、シガレットボックス、香料焚器、インキスタンド、ブックエンド、文鎮及び類似の机上用備付品及び額縁

69.14 その他の陶磁製品

6914.10—磁器製のもの

6914.90—その他のもの

この項には、この類の他の項又はこの表の他の類に属さないすべての陶磁製品を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ストープその他の加熱装置（主として陶磁製（一般に陶磁製であるが普通の土器製等のものもある。）のもの）、非耐火製の耐火れんがのチーク（cheek）、ストーブ又は暖炉の陶磁製部分品、まき用ストーブの陶磁製の内張り（ストーブ用に適合するように特に作ったタイルを含む。）。ただし、電気加熱装置は除く（85.16）。
- (2) 装飾性のない花鉢（例えば、園芸用のもの）
- (3) ドア用、窓用等の取付具（例えば、ハンドル、握り、指板（finger plate）等）、水洗用鎖のノブ等
- (4) 商店の広告板又は窓に使用される文字、数字、サインプレートその他のモチーフ（印刷した絵画又は文を有するか有しないかを問わない。ただしイルミネーションを除く。（94.05））
- (5) ばね付き栓（レモネード用瓶等に使用するもので、主として陶磁製のもの）
- (6) 実験室用のはん用性のある瓶その他の容器及び医薬品又は菓子等の展示用の瓶
- (7) ナイフの柄、学校用のインキつぼ、ラジエーター用の給湿器、鳥かご用の附属品等各種のその他の物品

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 陶磁製の義歯（90.21）
- (b) がん具、遊戯用具及び運動用具（95類）
- (c) 96類のボタン、喫煙用パイプその他の物品